［3　略］

＜注59＞寄附金の負債計上について

地方独立行政法人においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が地方独立行政法人の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその使途を特定したり、あるいは地方独立行政法人の側で使途を示して計画的に管理支出することが想定され、地方独立行政法人が通常はこれを何らかの特定の事業のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ使途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き地方独立行政法人に留保することとしている。これは、中期計画等期間の終了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。

＜注60＞寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について

1　地方独立行政法人が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画等の想定の範囲内である場合には、地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。

［2　略］

第85　申請等関係事務に関する手数料の会計処理

申請等関係事務処理法人が申請等関係事務（法第21条第５号に規定する申請等関係事務をいう。以下同じ。）に関する手数料を徴収したときは、次のように処理するものとする。

⑴　徴収した額を預り手数料として整理するものとする。なお、預り手数料は、流動負債に属するものとする。

⑵　預り手数料は、これを歳入とする設立団体又は関係市町村に納付したときに減少させる。

⑶　法第87条の６第２項の規定に基づき、徴収した手数料を申請等関係事務処理法人の収入とする場合、これを経常収益として計上する。

第86　政策的経費の会計処理

申請等関係事務処理法人は、設立団体等から児童手当の財源等を受領したときは、流動負債の預り手当財源等に計上する。

第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理

［略］

＜注62＞減価償却の会計処理について

［1・2　略］

3　貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」に基づく損益外減価償却相当額の累計額を表示しなければならない。この累計額は、地方独立行政法人の実質的な財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。

［4　略］

［3　同左］

＜注59＞寄附金の負債計上について

地方独立行政法人においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が地方独立行政法人の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその使途を特定したり、あるいは地方独立行政法人の側で使途を示して計画的に管理支出することが想定され、地方独立行政法人が通常はこれを何らかの特定の事業のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ使途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き地方独立行政法人に留保することとしている。これは、中期計画期間の終了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。

＜注60＞寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について

1　地方独立行政法人が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画の想定の範囲内である場合には、地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。

［2　同左］

［新設］

［新設］

第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理

［同左］

＜注62＞減価償却の会計処理について

［1・2　同左］

3　貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」に基づく損益外減価償却相当額の累計額を表示しなければならない。この累計額は、地方独立行政法人の実質的な財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。

［4　同左］